

コマ:2

事業名:被害者相談等自賠償制度の適正・円滑な執行

外部有識者の主なコメント

- ITの利用を促進すべき。
- より一層の効率化とともに被害者目線での救済へのアクセス利便性を検討いただきたい。
- 被害者の対象については、経済的な状況を問わず、幅広くするかは検討すべき。
- 被害者の実態把握が不可欠。
- 現状についての分析が曖昧。
- 国の介入は必要ない。

とりまとめ結果

事業全体の抜本的な改善

<とりまとめコメント>

- ・ 自動車のメリットを社会が享受している以上、そのネガティブな影響となる交通事故被害者の救済は社会善であり、国が引き続き行うべき。
- ・ 平日の相談所での直接面談を前提とし続けるのではなく、電話・ICT対応、夜間・休日対応等多様な手法の組合せを検討すべき。
- ・ 医療機関や警察等と連携し、被害者の全体像を把握しつつ、その実態に応じた取組を進めるべき。
- ・ 示談のあっ旋成立という結果だけでなく、内容もしっかり精査するなど、事業の効果検証を適切に行うべき。
- ・ 経済状況に関わらず相談可能という体制に関連して、被害者の実態をしっかりと把握しつつ、そのあり方を検討すべき。
- ・ 弁護士の方への支払について、相談ベースではなく成果ベースで検討してはどうか。
- ・ 相談員の研修について、しっかり実態を把握した上で、弁護士会等民間で対応できる分野との役割分担を整理し、国でなければ対応できない分野に特化してはどうか。
- ・ 創意工夫を活かせるやり方として、民間委託、競争入札等の方法もあるのではないかな。

(廃止 1名／事業全体の抜本的な改善 2名／事業内容の一部改善 3名／現状通り 0名)